



公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年5月1日

南丹市長 西村 良平



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
南丹市農林商工部農山村振興課
南丹市ホームページ (<http://city.nantan.kyoto.jp>)
- 3 本公告により、南丹市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。